



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第67号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正

（総 務 課） 2

島根県公文書管理規程の一部改正

（ ” ” ） 2

訓 令

島根県訓令第15号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第3に次の1号を加える。

35 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護支援専門員証

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県訓令第16号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2の1の表健康福祉部の部青少年家庭課の項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援課	子
------------	---

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。